地域密着型特定施設　運営規程【例】

**※この運営規程の例は、あくまで参考例であり、各項目の記載の方法・内容については、基準を満たす限り事業所の任意様式・内容で実情に応じて作成してください。また、介護保険法改正や厚生労働省通知の内容についても確認し、適宜内容を見直すこと。※**

**※なお、枠内や本文中の赤字については、注釈となりますので、事業所での策定時には、削除してください。**

（事業所名）運営規程

（事業の目的）

第１条　法人〇〇が設置する△△（以下「施設」という。）において実施する指定地域密着型特定施設

入居者生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に

関する事項を定め、施設の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

**※「（以下「事業所」という。）」のように、略称を定める場合、第2条以降でも同じように略称を使用することを忘れないようにご留意ください。**

（運営の方針）

第２条　事業の提供にあたっては、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の

日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、そ

の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

２　施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるもの

とする。

３　施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の

状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

４　事業の実施に当たっては、施設の所在する市町村、協力医療機関、居宅介護支援事業者、他の居宅

サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるとと

もに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める

ものとする。

５　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に

対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　前５項のほか、「那覇市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成２４年那覇市条

例第５１号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（施設の名称等）

第３条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　デイサービスセンター○○

（２）所在地　那覇市泉崎○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　○人（常勤）

**※兼務の場合は「（○○と兼務）」と記載してください。（例）　管理者　１人（計画作成担当者と兼務）**

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規

定される事業の実施に関し、施設の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）計画作成担当者　○人以上（常勤　○人）

**※兼務の場合は「（○○と兼務）」と記載してください。（例）生活相談員　○人以上（管理者と兼務）**

計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他

の従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

（３）生活相談員　○人（常勤　○人）

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。

（４）看護職員　○人以上（常勤　○人）

**※実情に則して追記してください。**

**（例）看護職員　○人以上（うち1人は機能訓練指導員と兼務、****うち1人は機能訓練指導員と兼務）**

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。

（５）介護職員　〇人以上（常勤　○人）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

（６）機能訓練指導員　○人以上（常勤　○人）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（事業の定員及び居室数）

第５条　施設の利用定員は、○○人とする。

２　居室数は、○○室とする。

（事業の内容）

第６条　事業の内容は、次のとおりとする。

（１）入浴

（２）排せつ

（３）食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

（４）機能訓練

（５）健康管理

（６）相談、援助

（利用料等）

第７条　事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領

サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に

関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２６号）」によるものとする。

２　家賃については、○,○○○/日、月額○○,○○○円を徴収する。

３　敷金については、入居時に○○○円を預かる。

なお、敷金については、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・棄損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還する。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがある。

**※３項について、短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を提供している場合は、下記の文言を追記してください。**

**（記）**

**「なお、短期利用認知症対応型共同生活介護については、敷金を不要とする。」**

４　食事の提供に要する費用については、一食当たり次の額を徴収する。

朝食　○○○円　　昼食　○○○円　　夕食　○○○円

５　管理費、光熱水費については、○○○/日、月額○,○○○円を徴収する。月の途中における入退所

については日割り計算とする。

６　事業において提供される便宜のうち、以下の費用について徴収する。

（１）理美容代　○,○○○円

（２）おむつ代　１枚につき　○○○円

（３）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費

７　前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の利用料

（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

８　事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用

に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとす

る。

９　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明

した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

１０　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の

内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対し

て交付する。

**※８～９項****の「記名及び押印」については、押印を求めるか、記名（署名）のみとするかは、事業者にて取り決めてください。**

（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続きについて）

第８条　入居者は、次のような場合に介護居室及び一時介護室に入居し、事業の提供を受けることがで

きるものとする。

（１）利用者の心身の状況により、管理者が当該利用者を一時介護室において介護することが必要と判断した場合

（２）その他入居契約書及び重要事項説明書に定める場合

２　生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づ

き利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

**（一時介護室を設置していない施設の場合）**

**第９条　この施設は、全室介護居室であり、一時介護室は設置していない。**

**２　事業者は、利用者に対してより適切な事業等を提供するために必要と判断する場合には、当該事業の提供の**

**場所を施設内において変更（以下「介護居室の変更」という。）をする場合がある。**

**３　事業者は、介護居室の変更の判断に際しては、次に掲げる手続をとるものとする。**

**（１）利用者の意思を確認する。**

**（２）利用者の身元引受人等の意見を聴く。**

**（３）施設の指定する医師の意見を聴く。**

**（４）一定の観察期間を置く。**

**４　事業者の判断により介護居室を変更した場合、変更前の居室の原状回復費は請求しない。ただし、利用者の**

**希望により介護居室を変更した場合、変更前の居室の原状回復費用を請求する。**

（施設の利用に当たっての留意事項）

第９条　施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

（１）利用者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

（２）利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。

（３）利用者は、健康に留意するものとする。

（４）利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

２　利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

**※２項については、必要に応じて、事業者または事業所にて定めた、留意事項を列記するなどしてください。**

**（例）**

**（１） 利用者は、事業所に危険物を持ち込んではならない。**

**（２） 利用者の所持金その他貴重品は事業所内に持ち込まないものとし、やむを得ず持ち込まなければならない時は利用者が自ら管理するものとする。**

**（３）　事業所内の飲酒、喫煙は原則禁止とする。また、サービス利用中の喫煙は定められた場所以外では禁止とする。**

３　利用者及びその家族は事業の提供を受ける際には、那覇市に住民票があること、居住実態が６月

以上あることを被保険者証等により提示しなければならない。

４　入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要な

サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な

措置を講ずる。

５　入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切

な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携

に努める。

**※短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を提供している場合は、下記の文言を追記してください。**

**（記）**

**６　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護**

**支援専門員と連携を図ることとする。**

（身体的拘束等について）

第１０条　施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合

を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う

場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する

ものとする。

２　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（地域密着型特定施設サービス計画の作成）

第１１条　計画作成担当者は、事業の提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている

環境を踏まえて、他の従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービ

ス内容を記載した地域密着型特定施設サービス計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

２　計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画原案について、利用者及びその家

族に対して、その内容について説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

３　計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付するものとする。

４　介護計画の作成後においても、他の従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サ

ービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応

じて介護計画の変更を行うものとする。

（緊急時等の対応）

第１２条　従業者は、事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたと

きは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者

に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１３条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施す

るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）

を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ

年１回以上実施するものとする。

３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとす

る。

（協力医療機関等）

第１４条　施設は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじ

め、協力医療機関を定めるものとする。

２　施設は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

３　施設は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護

老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（非常災害対策）

第１５条　施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成

し、防火管理者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練

の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

２　事業者は、非常災害に備えるために、非常用食料等の必要な物品の備蓄を最低３日分整備すること

とする。

**※非常災害のための備蓄量の目安は、少なくとも３日（７２時間）分を推奨しています。**

**※備蓄の管理はリストを作成したうえで実施することを推奨しています。**

（衛生管理等）

第１６条　施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な

管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとす

る。

（１）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（秘密保持等）

第１７条　施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働

省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守

し適切な取り扱いに努めるものとする。

**※「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」ではないのでご注意ください。**

**※「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の考え方をより明確にしたものとなります。**

**「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するＱ＆Ａ（事例集）（平成29年５月30日適用、令和２年10月９日改正）より。**

２　施設は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるとともに、退職後も業務

上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの

秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

３　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利

用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益許与の禁止）

第１８条　事業者及び従業者は、利用者の紹介が中立公正に行われるよう、居宅介護支援事業者等及び

その従業員から利用者の紹介及び共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として金品その他

の財産上の利益の供与及び収受をおこなわないものとする。

（苦情処理）

第１９条　事業の提供に係る利用者からの苦情及び相談に迅速かつ適切に対応するために、担当者を設

置し、口頭、電話、メール等により苦情等を受け付けた場合は、苦情処理の体制に沿って対応し、そ

の内容を記録する。受け付けた苦情等については、その原因を解明し、改善に取り組むものとする。

また、苦情処理結果については、個人情報に配慮した上で施設内での公表を行う。

２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因

を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

３　事業者は、事業の提供に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若し

くは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると

ともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力す

るとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って

必要な改善を行う。

（運営推進会議の設置及び地域との連携等）

第２０条　当施設の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的と

して、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する区域を管轄する地域包括支援セン

ターの職員または市の職員、事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項に

おいて「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し提供し

ている本施設のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、

運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

２　事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表

するものとする。

３　施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域

との交流に努める。

４　事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した事業に関する利用者からの苦情に関して、本市

等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければ

ならない。

（事故発生時の対応）

第２１条　施設は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、那覇市、当該利用者の家

族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

３　施設は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やか

に行うものとする。

（虐待の防止）

第２２条　事業者は、当該施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講

じなければならない。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（認知症ケア）

第２３条　事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みをおこなうものと

する。

（１）利用者に対する認知症ケアの方法等について、養護者に情報提供し、共に総合的なアセスメントを踏まえ本人の自由意志を尊重したケア（パーソン・センタード・ケア）を実践する。

（２）利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行なう。

（３）利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者及び介護支援専門員、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、多職種共同によるよりよいケアの提供に貢献する。

（４）「認知症は進行していく疾患」であることを踏まえ、専門性と資質向上を目的とした定期的な研修等を開催し、認知症に関する正 しい知識やケアを習得する。

**※若年性認知症入居者受入加算を算定している事業所の場合には、以下の５項を追記してください。**

**（５）　受け入れた若年性認知症入所者ごとに、個別の担当者を定めるものとする。**

（記録の整備）

第２４条　施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２　事業者は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から

５年間保存するものとする。また、利用者またはその代理人からの申出があった場合には、文書の交

付その他適切な方法により、その情報を利用者に対してこれを開示し、利用者又はその代理人が希望する場合には、実費でその複写物を交付するものとする。

（１）地域密着型特定施設サービス計画

（２）具体的なサービスの内容等の記録

（３）身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（４）委託業者に委託した業務の実施状況の確認結果記録

（５）市への通知に係る記録

（６）苦情の内容等の記録

（７）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（８）運営推進会議での報告、評価、要望、助言等の記録

（その他運営に関する重要事項）

第２５条　施設は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の

執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後○ヶ月以内

（２）継続研修　年○回

**※（１）、（２）について、職員の資質向上のために、年間研修計画書を作成し、研修の機会を設けてください。特に、認知症ケア、虐待防止、身体拘束廃止、感染症対策、ハラスメント対策、業務継続計画については、運営規程にて定めているとおり、毎年研修を実施し、研修の実施後（受講後）は、報告書を残すようにお願いします。**

（３）認知症介護基礎研修　医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象として受講させるた

めの必要な措置を講じる。

**※医療・福祉関連の資格者**

**看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務研修修了者、介護職員初任者研修終了者、生活援助従事者研修終了者、介護職員基礎研修過程又は訪問介護養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師等**

２　施設は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と施設の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附　則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

別添

〇短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を提供している場合、以下を参考に追記してください。

（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護）

第〇条　本施設は、定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の事業（以下「短期事業」という。）を提供する。

２　短期事業の定員は○名とする。

３　短期事業の利用は、あらかじめ３０ 日以内の利用期間を定めるものとする。

４　短期事業の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本施設の計画作成担当者が介護計画を作成することとし、当該介護計画に従いサービスを提供する。

**※該当する場合は追記**

５　入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期事業の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期事業の利用者が負担するものとする。

（１）家賃（日額）　○,○○○円

（２）管理費（日額）　○○○円

（３）光熱水費（日額）○○○円

（４）食費（一食当たり）朝○○○円　昼○○○円　夕○○○円

**※その他の料金がある場合は、追記してください。**

**※短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第三十五号において準用する第二十二号に規定する基準を満たす地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において算定できるものです。**